

新宿区教育委員会会議録

令和 7 年第 6 回定例会

令 和 7 年 6 月 3 日

新宿区教育委員会

令和7年第6回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和7年6月3日（火）

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時28分

場 所 新宿区役所6階 第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	針 谷 弘 志	教育長職務代理者	古 笛 恵 子
委 員	星 野 洋	委 員	年 綱 和 代
委 員	鴨 川 明 子	委 員	的 場 美 規 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	遠 山 竜 多	中 央 図 書 館 長	山 本 秀 樹
教 育 調 整 課 長	徳 永 創	教 育 指 導 課 長	坂 元 竜 二
主 任 指 導 主 事	北 中 啓 勝	統 括 指 導 主 事	池 田 知
教 育 支 援 課 長	菊 地 ゆ み	統 括 指 導 主 事	辻 慎 二
学 校 運 営 課 長	高 橋 和 孝		

書記

教 育 調 整 課 主 査	古 市 将 貴	教 育 調 整 課 係 長	大 原 颯 人
---------------	---------	---------------	---------

議事日程

議 案

- 日程第1 第36号議案 新宿区教育委員会事務局に勤務する指導主事の旅費支給規則の一部を改正する規則
- 日程第2 第37号議案 新宿区幼稚園教育職員の旅費支給規則の一部を改正する規則
- 日程第3 第38号議案 令和7年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について

報 告

- 1 令和6年度 新宿区学力定着度調査結果分析概要と改善策について（教育指導課長）
- 2 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから令和7年新宿区教育委員会第6回定例会を開会いたします。

本日の会議には、全員出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、鴨川委員にお願いいたします。

○鴨川委員 承知いたしました。

◎ 第36号議案 新宿区教育委員会事務局に勤務する指導主事の旅費支給規則の一部を改正する規則

◎ 第37号議案 新宿区幼稚園教育職員の旅費支給規則の一部を改正する規則

◎ 第38号議案 令和7年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第36号議案 新宿区教育委員会事務局に勤務する指導主事の旅費支給規則の一部を改正する規則」、「日程第2 第37号議案 新宿区幼稚園教育職員の旅費支給規則の一部を改正する規則」、「日程第3 第38号議案 令和7年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について」を議題とします。

本日の進行につきましては、まず、日程第1 第36号議案及び日程第2 第37号議案について一括して説明を受け、審議を行います。

次に、日程第3 第38号議案について説明を受け、審議を行います。

なお、この後の説明及び答弁については着座にてお願いいたします。

それでは、第36号議案及び第37号議案の説明を、教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「第36号議案 新宿区教育委員会事務局に勤務する指導主事の旅費支給規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

議案概要を御覧ください。

本議案は、新宿区職員の旅費に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

なお、区規則が改正されますので、初めにその主な改正内容について御説明させていただきます。

1つ目として、自宅からの直行直帰の旅行や、旅行の前後に休暇・休業を取得している場

合の旅行を出張として取り扱います。

2つ目として、旅費の種目について、廃止、新設、取扱いの変更を行います。これは、包括宿泊費としてパック旅行に関する費用を新設するなどのことを意味してございます。

その他、規定の整備及び文言整理を行うものでございます。

改正内容について御説明いたします。

新宿区職員の旅費に関する条例の改正に伴い、新宿区職員の旅費支給規則が改正されることから、準用規定の整備を行います。

新宿区教育委員会事務局に勤務する指導主事の旅費支給規則は、新宿区職員の旅費支給規則を準用しているためでございます。

それでは、第36号議案を御覧いただきまして、2枚おめくりいただきますと、新旧対照表がでございます。

新宿区職員の旅費支給規則第9条第2項が削除されたため、第9条に改めるとともに、改正に即した文言に改めるものでございます。

このほかにも、同様に準用規定の整備を行うというところでございます。

附則でございますが、この規則は公布の日から施行いたします。

また、第2項として経過措置について規定しており、この規則による改正後の規則の規定は、施行日以降に出発する旅行及び施行前に出発し、かつ施行日以後に完了する旅行のうち、施行日以後の期間に対応する分について適用いたします。当該旅行のうち、規則前の期間に対応する分、及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による旨を規定してございます。

1枚おめくりいただきまして、特記事項を御覧ください。

本議案には、成立要件として特記事項が付されております。本議案に基づく改正は、令和7年第2回新宿区議会定例会において、新宿区職員の旅費に関する条例の一部を改正する議案が原案のとおり可決されたときに成立するものでございます。

それでは、恐縮ですが、議案の1ページ目にお戻りいただきまして、第36号議案の提案理由でございます。

新宿区職員の旅費に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、「第37号議案 新宿区幼稚園教育職員の旅費支給規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

議案概要を御覧ください。

本議案も、第36号議案と同様に新宿区職員の旅費に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容について御説明いたします。

新宿区職員の旅費に関する条例の改正により、新宿区職員の旅費支給規則が改正されることに伴い、当該規則と同様の内容を適用するため、準用規定を新設いたします。

それでは、第37号議案を御覧いただきまして、2枚おめくりいただきますと、新旧対照表がございます。

第3条を御覧ください。職員の旅費の支給については、新宿区職員の旅費支給規則の規定を準用するとの規定を新設してございます。

また、準用に関しては、区規則中「区長」を「教育長」に読み替えるように改めるということでございます。

新旧対照表2ページ目以降には、左側が改正後、右側が現行でございますが、その右側のほうを御覧いただきますと、これまでは区の規則に規定されているものを、この幼稚園教育職員の旅費支給規則についても規定していたところですが、今回区規則を準用することとしたことで、旧の第4条以下を削除するものでございます。

附則でございますが、第36号議案と同様になりますので、ここでは省略させていただきます。

さらに1枚おめくりいただきますと、本議案にも特記事項がございます。

第36号議案と同様に、成立要件として、本議案に基づく改正は令和7年第2回新宿区議会定例会において、新宿区職員の旅費に関する条例の一部を改正する議案が原案どおり可決されたときに成立するものといたします。

それでは、第37号議案の1ページ目にお戻りいただけますでしょうか。提案理由でございます。

新宿区職員の旅費に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。初めに、第36号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問などないようですので、討論及び質疑を終了します。

第36号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第36号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第37号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 こちらも同様の案件でございますので、特に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第37号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第37号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第38号議案の説明を、教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「第38号議案 令和7年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について」です。

1枚おめくりください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を次のとおり実施いたします。

1つ目の実施目的でございますが、1点目として、教育委員会が教育に関する事務及び執行状況を点検及び評価し、課題や今後の改善の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るものでございます。

2点目として、点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、議会に報告するとともに、公表することにより、区民への説明責任を果たし、信頼される教育行政の推進を図るものでございます。

大きい2点目として、点検及び評価の対象でございます。

新宿区教育ビジョンに掲げる全ての個別事業といたします。

3として、実施方法です。

まず、1点目。点検及び評価は、令和6年度の個別事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の方向性を示すものといたします。

2点目として、学識経験者の意見を聴取した上で実施いたします。

3点目として、10月または11月の教育委員会定例会において、点検及び評価の結果をまと

めた報告書を決定し、翌年度の事業実施方針に反映いたします。また、報告書は区議会へ提出するとともに公表してまいりたいということでございます。

では、議案の1ページ目にお戻りいただけますでしょうか。提案理由でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行うに当たって、実施方針を定める必要があるためでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。第38号議案について、御意見、御質問がありましたら、願います。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問ないようですので、討論及び質疑を終了します。

第38号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第38号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了します。

◆ 報告1 令和6年度 新宿区学力定着度調査結果分析概要と改善策について

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。

報告1について説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○教育指導課長 それでは、令和6年度 新宿区学力定着度調査結果分析概要と改善策について、御説明させていただきます。

2枚刷りになっておりますA3判・カラー版を御覧ください。分析項目については、資料の左上に記載がありますので、後ほど御確認ください。

初めに、小学校です。調査は2年生から6年生までで、国語、算数の2教科です。

全体表1を見ると、全ての学年において、教科総合偏差値は50を上回っています。お隣、全体表2を御覧ください。正答率についても、全学年、全国平均を上回る結果となっています。

正答率の下にある目標値は、問題の難易度を見て業者が設定しているものでございます。

その下にある「小・中学校共通の改善策」については、最後に御説明いたします。

次に、教科別の状況についてです。

小学校国語を御覧ください。

データ欄の全体表 3・4 を見ると、観点別正答率においては、2 年生の知識・技能以外は全学年で全国の数値を上回っております。問題の傾向を基礎・応用と分けた際には、全ての学年で全国の数値を上回っています。

右に目を移していただき、特筆すべき単元及び問題は、3 年生の大問 5（3）で、空欄に入る言葉を『友達との会話』を参考にして、30 字から 50 字までで答える記述式の問題を取り上げました。この問題では全国の数値を 7.0 ポイント上回っているものの、無回答率は 29.6% と、全国平均よりも 3.4 ポイント高く、全体で再度復習が必要であるとの分析結果が出ております。

右端の「今後に向けて」を御覧ください。

全学年において、全国の数値を上回る結果が多かったものの、「読むこと」については、どの学年でも個別指導が必要との分析結果が出ています。また、「書くこと」では、全体で再度復習が必要であるとの分析結果が出ている学年が多くありました。児童が日本語の習熟に課題のある場合などもあるため、各校の状況、児童の個別の状況により、適切に指導する必要があります。

次に、算数です。算数の結果及びデータの欄を御覧ください。

全体表 3・4 を見ると、観点別正答率においては、第 2 学年の知識・技能以外は全学年で全国の数値を上回っています。

基礎・応用と分けた際には、第 2 学年の基礎以外は、全ての学年で全国の数値を上回っています。

特筆すべき単元及び問題は、第 6 学年の大問 7（2）の平均の考え方を使った記述式の問題を取り上げました。この問題は、全国の数値を 24.6 ポイント上回っているものの、無回答率は 4.1% と、全国平均よりも 1.1 ポイント高く、学習の定着度が二極化の傾向にあるとの分析結果が出ています。

「今後に向けて」を御覧ください。全学年において、全国の数値を上回る結果が多かったものの、領域別では 2 年・3 年・4 年生で「測定（長さ、重さ、時間等）」、5・6 年生では「データの活用（表、グラフ、平均等）」で基本的事項に遡った個別指導が必要であるとの分析結果が出ております。現在、学校で実施している習熟度別指導の中でも、より個の状

況に応じて前学年での学習内容を振り返ったり、繰り返し練習問題に取り組みせたりする必要があると捉えております。

1枚おめくりいただいて、続きまして、中学校の調査結果です。

こちらも同様に、上段、全体表5・6を御覧ください。

国語、数学、英語については、全ての学年において教科総合偏差値は50を上回り、正答率は全国平均と同値または上回る結果となっております。

社会科については、第2学年のみ全国平均を上回る結果でした。

理科については、全ての学年において総合偏差値は50を下回り、正答率においても全国平均を下回る結果でした。

中学校については、2教科、英語と理科の結果を報告いたします。

中段の英語の結果及びデータの欄を御覧ください。

全体表の7・8を見ると、観点別正答率、問題の傾向を基礎・応用と分けた際にも、全ての学年で全国の数値を上回っています。

特筆すべき単元及び問題は、1年生の大問8（2）の会話文を読み、質問の答えを英語で記述する問題を取り上げました。この問題は全国の数値を19.1ポイント上回っています。

一方で、無回答率は23.7%と高く、全体で再度復習が必要であるとの分析結果が出ています。

「今後に向けて」を御覧ください。

全学年において全国の数値を上回る結果でした。「聞くこと」「書くこと」などの領域別でも、全国の数値を上回りましたが、一部の生徒に未定着の内容があると考えられるため、基本的事項に遡った個別学習が必要です。

また、英文記述については、多くの生徒に未定着の内容があると考えられるため、全体での丁寧な繰り返しの指導が必要と捉えています。

中学校・理科でございます。結果及びデータの欄を御覧ください。

全体表7・8を見ると、観点別正答率においては、2年生の思考・判断・表現、問題の傾向を基礎・応用に分けた際には、応用以外は全国の数値を下回っている結果となりました。

特筆すべき単元及び問題は、2年生の大問6（3）葉の表と裏の蒸散量の違いを説明する問題を取り上げました。この問題は、全国の数値を5.1ポイント下回っています。無回答率も28.9%と、全国より5.3ポイント高い状況となっております。

今後に向けてを御覧ください。

全学年において、全国の数値を下回る結果が多くありました。

各校では、十分な観察、実験の時間や探究する時間を設定し、自然の事物・現象について正しく理解できるようにするとともに、観察・実験の名称や内容、関連する用語についても、明確に指導し、基本的な知識・技能の定着を図る必要があります。

恐れ入ります。1枚目に戻っていただき、「小・中学校共通の改善策」です。

1つ目は、下位層の割合が高い学年は、習熟度別指導に加えて家庭学習の定着や言語に関する指導の重視、個別指導の充実に取り組むなど、下位層の底上げを図ります。

2つ目は、本結果を様々な視点から分析し、各校で学力向上のための重点プランを作成して授業改善を図り、組織的に具体的な方策を練り、実践します。

重点プランは年に3回作成しております。

3つ目は、本調査で明らかになった課題をタブレット端末により個別にデータで分析します。調査結果とデジタルドリルのひもづけをし、担当教諭間で情報共有を行い、個別指導に生かしていきます。

最後、4つ目です。一律に同じ課題を示すだけでなく、タブレット端末等を活用して個々の課題、習熟の状況に応じた課題を示すなど、個別最適化された学びの充実を図ってまいりたいと思っています。

報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

○**教育長** 説明が終わりました。報告1について、御意見、御質問のある方は、お願いいたします。

○**鴨川委員** 御説明ありがとうございました。小学校、中学校ともにあらゆる面で全国の数値を上回る結果が多いということを御報告いただきまして、これまで教育委員会の方々や学校関係者、保護者の方々の御尽力はもとより、何よりもお子さんたち御本人がしっかり努力されているということが分かって、すばらしい結果だなという感想を持っております。

特に、私が専門にしている国際教育の分野ですと、OECDによる生徒の学習到達度調査（PISA）というのがありますけれども、そこで日本の子どもたちが世界的にも非常に高い到達度を誇るという結果が出ている中で、そういう日本の子どもたちがよい結果を出している中でも、とりわけこの新宿区のお子さんたちがこういった学習到達度に達成しているということは評価ができるのではないかなというふうに考えているところでございます。

その上で、一方でという感じで少し感想めいたものを申し上げますと、こういった風潮が高まったときに、先ほど課長も御説明してくださったとおり、下位層のお子さんたちへの一

一人一人の支援というのをさらに充実させる必要があるということも強く感じております。御説明いただいたとおり、小・中学校共通の改善策の中でございましたが、家庭学習の定着というのが1つキーになっているように思いますけれども、これはどういうふうにしたら家庭学習というのを定着することができるかというのを、ぜひ私も保護者の1人としていろいろ悩む部分もありますので、教えていただきたいと思います。

○教育指導課長 まず、家庭学習につきましては、教育委員会では「家庭学習のすすめ」を、小学生向けの保護者向け、それから中学生向けに配布させていただいております。当然学校もそうなんですけれども、今御指摘いただいたとおり、子どもたちの生きる力を育むためには、家庭と保護者との連携は必要だと考えております。

学習習慣や、子どもたちの生きる力を身につけるためには、学校の指導と、家庭の指導とその両輪でやっていくことは大事だと認識しているため、保護者向けの「家庭学習のすすめ」を配布させていただいております。

また、本区の学力調査は結果を個人票として返却しております。子どもと保護者が、学習状況の定着を把握することが容易にできるということです。また、その結果を踏まえてデジタルドリルと連動を図って個別の指導もできるなど、分かりやすくどこでつまづいているのかが明確になっておりますので、そちらも活用して、個々の学力向上につなげていただければと考えております。

○鴨川委員 ありがとうございます。詳細に説明していただいてよく分かりました。ありがとうございます。

○教育長 私から1つよろしいでしょうか。結果欄で、小学校、中学校ともに無回答率に着目して結果の分析をされていますけれども、これはどのように考えているのか、教えていただければと思います。

○教育指導課長 これまで過去の学力調査を分析したときに、上位層と中位層と下位層で4つに分けた層がございました。新宿区の小・中学校の傾向は、A・B層、中位層の上位とその上位層と、それから中位の下位と下位層、これが二極化していた実態がございました。その二極化を改善するためには、まずC層の、下位層の底上げを図ってきたところですが、それが結構明らかになってきたということで、C層が上がってきたということは、D層がかなり離れてきたと分析できると考えております。そこが少し明らかになってきたときに習熟度別指導や、一斉指導していても、この下位層の引上げを図ることは難しいということですので、そういったところをちょっと視点において分析をさせていただきました。

今回報告させていただいたように、明らかにその下位層の子たちの無回答率が高いです。パーセンテージは全てではないんですけれども、下位のD層の子たちの無回答率が高いと分析させていただいております。そのために、学年ごと、教科ごとに多少の違いはあるんですけれども、その視点をしっかり踏まえて、「個別指導」や、「個別最適な学習」は言われているんですけれども、そこを改めて認識して指導に生かしていただきたいと、分析をさせていただいたところです。

○教育長 ありがとうございます。その無回答率に続いて、全体で再度復習が必要であるというのはどういう意味になるのでしょうか。

○教育指導課長 一つ一つの問題によって、無回答率が多いところとそうでないところがあり、全体で必要があるといったところは、お話したA層以外のB・C・D層でも回答率が低いところについては、75%が習熟できてないということなので、全体の指導が必要と捉えて、示させていただいております。

○教育長 分かりました。ありがとうございます。
ほかによろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

◆ 報告2 その他

○教育長 次に、報告2、その他ですが、事務局から報告事項がありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○教育長 以上で報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会いたします。

午後 2時28分閉会